

平成30年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年4月25日(水)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	欠席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	欠席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	欠席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事 関係 出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 須田 幸知 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第19号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	専決処分の報告について
その他	

<p>議 長</p>	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は8番、9番にお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第2 議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>6 番</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は市役所北側の都市計画道路を東方面に少し進んだ先にあります。現在は、栗の木が植えてありました。木の下にはナギナタガヤがありました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲受人は、栗栽培を主としている認定農業者です。今回、経営地拡大を目的に申請に至っております。なお、当該申請は、農地中間管理機構の特例事業による農地の売買であり、土地所有者から農地中間管理機構である埼玉県農林公社が農地を買い入れ、担い手へ売り渡しを行うものであります。主なメリットとしては、売る側には譲渡所得税の特別控除が受けられる。また、買う側には不動産取得税及び移転登記に伴う登録免許税が軽減されます。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>2番、3番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>事務局より2番、3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>本件担当の3番が遅れて出席とのことですので事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は、女影時計台の交差点を北に進み、十一屋の交差点を200mほど東に進んだところに位置します。現地の状況は、いずれも保全管理されており、すぐに耕作ができる状態でした。</p> <p>譲受人の農業従事等の状況ですが、昨年に日高市内の農地を相続にて権利を取得し、夏頃から大豆、リンゴなどを作付し、耕作をしている状況です。</p> <p>また、過去の農業従事については、経歴書が提出されており、深谷市内にある農園に勤務し、露地野菜を栽培して販売をしていたとのこと。年間の従事日数は180日で農業収入もあります。</p>

<p>議 長 12 番 事 務 局 12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>今回、地続きとなる農地を含め、経営地を拡大したいとの希望で申請に至っております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人の年齢を教えてください。</p> <p>〇〇歳です。</p> <p>譲渡人が違うのは、相続が理由ですか。</p> <p>おそらくご兄弟で、相続時に分けたものと思います。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 8 番 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第3 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>21日に1番（推進委員）と現地確認と申請者からの聞き取りをしてきました。申請地は県道川越日高線の楡木のバス停から北へ進んだ先の栗原公会堂の近くです。現在、桑の切り株がある状態でした。</p> <p>申請人は〇〇歳の会社員で川越の業者から住宅用地にすることを勧められたとのことです。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 事 務 局</p>	<p>日程第4 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4議案第18号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>申請地は、新堀にある聖天院前の道路を100m程度、西に進んだ先を南に入った場所に位置します。現地の状況は、耕作はされておらず、保全管理の状態です。</p>

<p>議長 12番 事務局 議長 委員 議長 委員 議長</p>	<p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、平成29年11月に除外認可を受けております。</p> <p>転用の目的は、譲受人には子どもが2人おり、子どもが成長するにつれて、実家での生活スペースが手狭となってきたことから、自己用住宅を建築することを計画しました。譲受人には所有する土地がないため、親に相談したところ、妻の父が所有する当該申請地を住宅用地にしてもよいとの話があったため、申請に至っておりますが、将来、お互いの親の面倒が見られる場所でもあることも選定理由としております。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地であり、計画内容が妥当であると判断できることから、許可相当と考えております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲受人が武蔵台に住んでいますが、誰の所有地ですか。</p> <p>父親が所有している土地です。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議長 事務局 議長 12番</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>12番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>2番（推進委員）と現地を確認してきました。先月に確認していた時と変わらない様子でした。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>先月の計画変更申請においても説明をさせていただきましたが、譲受人は、現在、田波目地区に住んでおります。譲受人には子どもが3人おり、一番上の長男が結婚し家庭を持ち、現在は市外に住んでおりますが、諸事情で実家に帰ってくることもとなり、現在の住居が手狭となってしまうことから、譲受人が別の場所へ住居を構え、長男家族に自宅を譲るため、今回の申請に至っております。</p>
<p>議長 1番（推進委員） 事務局 1番（推進委員）</p>	<p>農地区分についてですが、先月の説明で1種農地と申しましたが、2種農地の判断となります。計画内容が妥当であると判断できることから、許可相当と考えております。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲渡人と譲受人の関係を教えてください。</p> <p>とくに親族などの関係ではなく、おそらく不動産会社が仲介に入ったものと思われま。</p> <p>譲渡人はいつ、土地を取得しましたか。</p>

事務局	平成 20 年 1 月 21 日に農地転用の許可を得ており、その後に所有権移転されています。
議長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議長	日程第 5 議案第 19 号 農用地利用集積計画（案）の決定について 日程第 5 議案第 19 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	本件担当の 13 番および事務局より申請地の状況について説明をお願いします。
13 番	申請地はいずれも近接している農地です。作付けがされている場所と管理されている場所がありました。
事務局	23 日に現地を確認しました。申請地は旭ヶ丘の東京電力変電所の東側に位置します。現在は、雑草が多少生えている状態でした。
議長	13 番より申請人の状況について説明をお願いします。
13 番	申請人は旭ヶ丘、駒寺野新田を拠点としている農家です。
議長	質疑がありましたらお願いします。
1 番（推進委員）	従業員は何人ですか。
13 番	約 15 人ほどのパートと約 2 人の従業員がいます。
1 番（推進委員）	作物は何を栽培されていますか。
13 番	カブを栽培しています。
1 番（推進委員）	借受人は法人ですか。
議長	株式会社です。
委員	質疑がありましたらお願いします。
議長	ありません。
委員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。
議長	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。
事務局	事務局より 2 番の朗読をお願いします。
議長	<議案朗読>
事務局	<議案朗読>

<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。 24日に現地を確認しました。申請地は秩父方面に向かい、高麗本郷の交差点を過ぎた先にある道を北へ進んだ先になります。現在は、東側の土地には梅の木が植えられており、そのほかの土地は管理されている状態でした。 申請人は市内に農地を所有しており、パート勤めの娘とともに農作物を栽培しています。年間の農業従事日数は200日であり、キャベツ、ブロッコリーなどの露地野菜を栽培しております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>申請地では、梅の木やネギ、里芋などを栽培する予定とのことですが、山間部ですが、平坦な土地は申請地の中にありますか。 地番〇〇〇は平坦な土地となっています。 質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。 <議案朗読></p>
<p>2 番 13 番</p>	<p>本件担当の2番、13番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は中沢のニチバンから407号線方面へ向かう途中に位置します。現地はきれいに管理されていました。 申請地は以前に市長をされていた方の自宅の近くに位置します。現地はきれいに管理されていました。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は日高市の認定農業者であり、ブルーベリー研究会に所属しています。主な栽培作物はブルーベリーです。申請地につきましては、平成25年から利用権設定を開始しており、ここで期間の満了となるため、利用権の更新をするものです。</p>
<p>議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。 異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より4番の朗読をお願いします。</p>

<p>議 長 6 番</p>	<p><議案朗読> 本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。 20日に現地を確認してきました。申請地は高麗川公民館を西へ進み、Yの字の道を北側へ進んだ先にあります。現在は、耕運された状態です。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は都内で保育園経営をされており、園児の給食の食材生産や食育を目的に農地所有適格法人として営農しております。申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長 12 番 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 行政とはどのような関係がありますか。 市が事務局をしている外郭団体と共催で親子を対象とした田植えと稲刈りの体験を実施しています。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>日程第6 専決処分の報告について 日程第6 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。 ありません。 以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印